

子育て支援おやこ 権利擁護規定

1 <目的>

本規定は、特定非営利活動法人子育て支援おやこが経営する事業所に通う利用者とその保護者の人格と尊厳が守られ、権利擁護が推進されることを目的とする。

2 <虐待防止>

事業所は、利用者の虐待防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

3 <守秘義務>

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 <配慮義務>

事業所は、利用者の生命・身体の安全に配慮し、利用者とその家族の人格・個人情報・利益が損なわれないよう適切な支援の在り方を工夫する。

5、<説明義務>

事業所は、利用者とその家族が自由に意見や苦情を申し出ることができるように配慮するとともに、別途定める「苦情解決規定」を順守し、利用者とその家族に適切な説明を行う。

6、<職員の姿勢>

職員は、常に利用者とその家族の人権を尊重し、利用者の発達を支援できるよう、資質の向上のための研修を行い、専門性と倫理性を高める努力を行う。

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとする。